



宮城県内 5 金融機関と宮城労働局が

「働き方改革に関する包括連携協定」を締結しました

七十七銀行、仙台銀行、石巻商工信用組合、古川信用組合、仙北信用組合と宮城労働局（局長 代田 雅彦）は、「働き方改革に関する包括連携協定」を締結し、パートナーとしての対話を通じた密接な連携により、宮城県内の「働き方改革」の推進による地域経済の活性化を目指します。

締結式を下記のとおり行いました。

- 1 日 時：平成 30 年 7 月 31 日（火）
- 2 場 所：仙台サンプラザ 2 階 青葉
- 3 出席者：（写真左から）

七十七銀行	常務取締役	おの 小野寺	よし 芳一
仙台銀行	常務取締役	かが 香川	としのり 利則
石巻商工信用組合	理 事 長	きむら 木村	しげる 繁
古川信用組合	理 事 長	しまや 島谷	ひさお 久夫
仙北信用組合	理 事 長	やまの 山野	べ てるあき 照明
宮城労働局	局 長	しろた 代田	まさひこ 雅彦

働き方改革に関する包括連携協定書

金融機関名(以下「甲」という。)と宮城労働局(以下「乙」という。)とは、相互の連携強化を図ることで宮城県内の「働き方改革」を推進するため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、宮城県内の「働き方改革」の推進による地域経済の活性化を目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- (1)労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他の働き方改革に関すること。
- (2)労働生産性の向上に関すること。
- (3)助成金を含めた乙の施策のPRに関すること。
- (4)その他働き方改革推進の目的に沿うこと。

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

(本協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(本協定の解約)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(秘密保持及び目的外利用の禁止)

第5条 甲と乙は、本協定にもとづく事業を実施するにあたり、相手方から知

り得た情報について、第三者に開示し、または漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(疑義への対応)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲：

(代表印)

乙：宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地
厚生労働省 宮城労働局

局長 代田 雅彦 (公印)